

第6章 舗装工

第1．舗装切断工

「平成24年度国土交通省土木工事標準積算基準書 IV－3－③舗装版切断工」によるものとする。

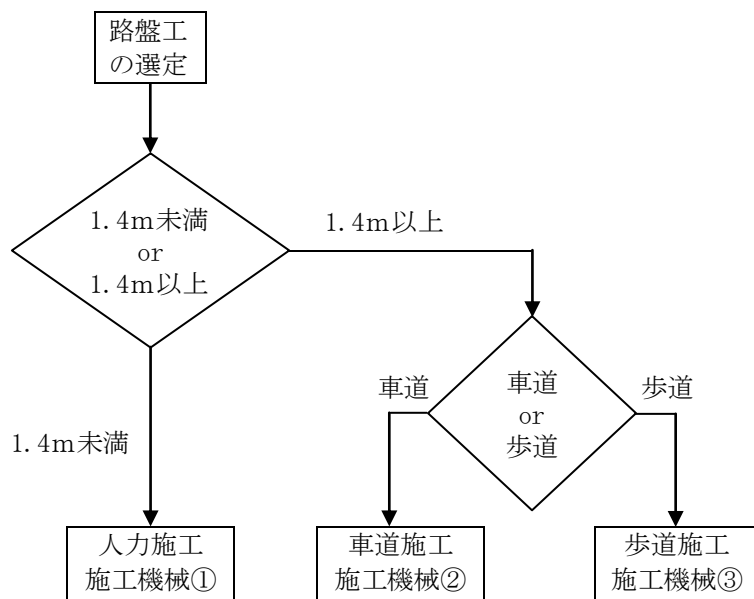
第2．路盤工

「平成24年度国土交通省土木工事標準積算基準書 IV－1－①路盤工」によるものとする。

1．機種の選定

路盤工の機種選定にあたっては、表1－1を基準とするが現場条件により適した機種を選定することが出来る。

(1) 路盤工の選定フローは、次のとおりとする。



(2) 施工機械

表 1-1 路盤工使用機械

施工機械	施工区分	機 械 名	規 格
施工機械①	人力施工	タ ン パ	60～80 kg
施工機械②	車道施工	モータグレーダ	排出ガス対策型（第1次基準値）・3.1m
		ロードローラ	排出ガス対策型（第1次基準値）・マカダム 10～12 t
施工機械③	歩道施工	タイヤローラ	排出ガス対策型（第1次基準値）・8～20 t
		振 動 ロ ー ラ	排出ガス対策型（第1次基準値）・搭乗式・ コンバインド型 3～4 t
		小型バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型 山積 0.11m ³ （平積 0.08m ³ ）

2. 人力施工歩掛

車道・歩道・路肩部等で機械施工が困難な場所における路盤工の施工に適用する。

なお、一層仕上り厚さは15cmまでを標準とする。

(1) 編 成 人 員

路盤工の人力施工における編成人員は、次表を標準とする。

表 6-1 編 成 人 員 (1日・1層当り)

職 種 名	単 位	数 量
普 通 作 業 員	人	2

(2) 使用 機 械

人力施工の締固めに使用する機械は、次表を標準とする。

表 6-2 使用 機 械 (1日・1層当り)

施 工 幅	機 種 名	規 格	単 位	数 量
1.4m	タンパ	60～80kg	台	1

(3) 日当り施工量

人力施工による不陸整正作業の日当り施工量は、次表を標準とする。

表 6-3 日当り施工量 (1日・1層当り)

施 工 幅	作 業 名	単 位	数 量	備考
—	敷 な ら し 作 業	m ²	70	D 1
1.4m未満	締 固 め 作 業	〃	120	D 2

(注) 10m程度の現場内小運搬を含む。

3. 単 価 表

(1) 路盤工（施工幅1.4m未満）人力施工100㎡・1層当り単価表

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	2×100／D 1	表 6－1 表 6－3
路 盤 材		m ³		
タ ン パ 運 転	60～80kg	日	100／D 2	表 6－2 表 6－3
計				

(注) D 1：敷きならし作業の日当り施工量

D 2：締め固め作業の日当り作業量

(2) 機械運転単価表

人 力 施 工

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
タ ン パ	60～80kg	機－31	運転労務数量→ 1.0 燃料消費量→ 5 機械賃料数量→ 1.61 主燃料 → ガソリン

(注) 適用単価表は「国土交通省土木工事標準積算基準書」による。

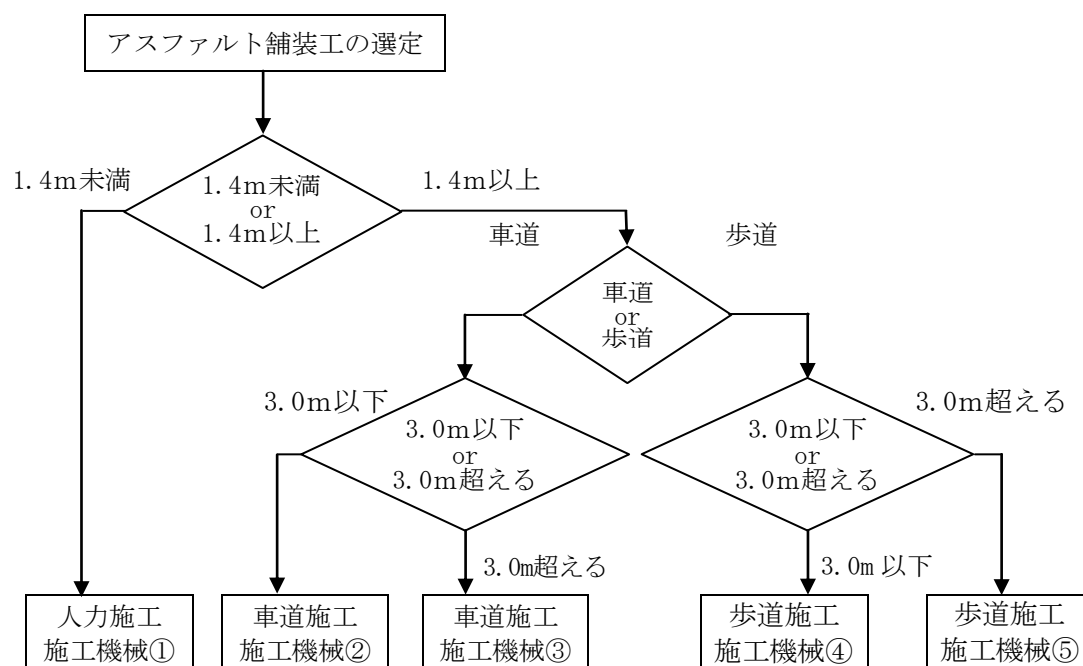
第 3．アスファルト舗装工

「平成24年度国土交通省土木工事標準積算基準書 IV－1－②－1 アスファルト舗装工」によるものとする。

1. 機種を選定

アスファルト舗装工の機種選定にあたっては、表 1－1 を基準とするが現場条件により適した機種を選定することが出来る。

(1) アスファルト舗装工の選定フローは、次のとおりとする。



(2) 施 工 機 械

表 1－1 アスファルト舗装工使用機械

施工機械	施工区分	機 械 名	規 格
施工機械 ①	人力施工	振動ローラ 振動コンパクタ	ハンドガイド式 0.5～0.6t 40～60kg
施工機械 ②	車道施工 $1.4 \leq b \leq 3.0$	アスファルトフィニッシャー 振動ローラ	ホイール型 1.4～3.0m 排出ガス対策型（第1次基準値）・搭乗式・コンバインド型 3～4t
施工機械 ③	車道施工 $3.0 < b$	アスファルトフィニッシャー ロードローラ タイヤローラ	ホイール型 2.4～6.0m 排出ガス対策型（第1次基準値）・マカダム 10～12 t 排出ガス対策型（第1次基準値） 8～20 t
施工機械 ④	歩道施工 $1.4 \leq b \leq 3.0$	アスファルトフィニッシャー 振動ローラ	クローラ型 1.4～3.0m 排出ガス対策型（第1次基準値）・搭乗式・コンバインド型 3～4t
施工機械 ⑤	歩道施工 $3.0 < b$	アスファルトフィニッシャー 振動ローラ	クローラ型 2.4～4.5m 排出ガス対策型（第1次基準値）・搭乗式・コンバインド型 3～4t

2. アスファルト合材

アスファルト合材は、再生品の購入を標準とする。

第4．半たわみ性（コンポジット）舗装工

「平成25年度国土交通省土木工事標準積算基準書 IV－1－②－2 半たわみ性（コンポジット）舗装工」によるものとする。

第5．コンクリート舗装工

1．表層コンクリート工

「平成25年度国土交通省土木工事標準積算基準書 IV－1－⑤－1 コンクリート舗装工（人力舗設）」によるものとする。

2．車道（歩道）コンクリート平板工

（1）コンクリート平板設置・撤去歩掛

コンクリート平板設置・撤去歩掛は、次表を標準とする。

表2－1 コンクリート平板設置・撤去歩掛 (100m²当り)

名 称	単位	設 置	撤 去	摘 要
土 木 一 般 世 話 役	人	1.30	0.65	
ブ ロ ッ ク 工	〃	2.40	1.20	
特 殊 作 業 員	〃	0.50	0.25	
普 通 作 業 員	〃	3.10	1.55	
ブ ロ ッ ク	枚		－	表2－2
諸 雑 費 率	%	30		

（注）1．本歩掛には、準備、敷均し、ブロックの切断、転圧、目地、後片付け労務を含む。

2．ブロック数量は、ブロックの切断ロスを含む。

3．諸雑費は、敷均し材料費（敷砂又は敷モルタル）、目地材料費（目地砂又は目地モルタル）、ブロック切断機、振動コンパクタ、一輪車、栈木、ほうき、スコップ、コテ、ハンマー等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

4．資材の運搬距離 30m程度の人力による小運搬を含む。

5．撤去歩掛は設置歩掛の 50%とする。

(2) 使用材料

ア. 使用材料の種類及び設計数量

表 2 - 2 使用材料の種類及び設計数量表 (100 m²当り)

名 称	使 用 量 計 算	単 位	使用量
30cm×30cm	$100 / (0.3 \times 0.3) \times 1.016 = 1,129$	枚	1,129
40cm×40cm	$100 / (0.4 \times 0.4) \times 1.016 = 635$	〃	635
六角、辺長20cm	$100 / 0.103 \times 1.016 = 986$	〃	986

(注) 使用量は、ブロックの切断ロスを含む。

〈参考〉

歩道コンクリート平板

HF09 - 10(30cm×30cm) ・ ・ ・ 白色セメント・珪砂入・白色・珪砂入・ショット仕上、みかげ研磨、みかげ研磨ショット、安山岩研磨、安山岩研磨ショット

LF09 - 10(30cm×30cm) ・ ・ ・ 擬石平板・カラー・珪砂入・ショット仕上、点字カラーブロック線状・点状カラーブロック

LF09 - 10(六角) ・ ・ ・ ・ ・ 安山岩研磨、安山岩研磨ショット・みかげ研磨、みかげ研磨ショット

3. 歩道改築工

(1) 歩道改築工の歩掛は次表のとおりとする。

表 3 - 1 歩道改築工歩掛表 (厚10cm) (100m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土 木 一 般 世 話 役	打 設	人	0.91	$0.10 \times 100 \times 0.91 / 10$
特 殊 作 業 員	〃	〃	1.00	$0.10 \times 100 \times 1.00 / 10$
普 通 作 業 員	〃	〃	2.65	$0.10 \times 100 \times 2.65 / 10$
コ ン ク リ ー ト	$\sigma_{ck} \geq 21 \text{ N/mm}^2$	m ³	10.60	$0.10 \times 100 \times 1.06$
養 生 工	小型構造物	〃	10.00	0.10×100
アスファルト乳剤	プライムコート	ℓ	126.00	
諸 雑 費	打設労務費の4%	式	1	
計				

(注) 1. 上表にはシュート・ホッパの架設・移設等の作業を含む。

2. 諸雑費にはシュート・ホッパ・バイブレータ損料及び電力に関する経費等の費用であり、打設労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

表 3－2 歩道改築工歩掛表（厚 15 cm）

（100 m²当り）

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
土木一般世話役	打 設	人	1.37	$0.15 \times 100 \times 0.91 / 10$
特殊作業員	〃	〃	1.50	$0.15 \times 100 \times 1.00 / 10$
普通作業員	〃	〃	3.98	$0.15 \times 100 \times 2.65 / 10$
コンクリート	$\sigma_{ck} \geq 21 \text{ N/mm}^2$	m ³	15.90	$0.15 \times 100 \times 1.06$
養生工	小型構造物	〃	15.00	0.15×100
アスファルト乳剤	プライムコート	ℓ	126.00	
諸 雑 費	打設労務費の 4 %	式	1	
計				

（注） 1. 上表にはシュート・ホッパの架設・移設等の作業を含む。

2. 諸雑費にはシュート・ホッパ・バイブレータ損料及び電力に関する経費等の費用であり、打設労務費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。

4. 街渠コンクリート工

（1） 街渠コンクリート工の歩掛は次表のとおりとする。

表 4－1 街渠コンクリート工歩掛表（幅50cm厚25cm）

（100m当り）

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
コンクリート工	小型構造物 人力打設	m ³	11.38	$100 \times 0.5 \times (0.25 + 0.205) \times 0.5$
型 枠 工	小型構造物	m ²	25.00	必要に応じて計上
目地材等設置工	収縮目地 瀝青繊維質 t = 10 mm	〃	1.14	
計				

（注） 1. 型枠については、小型構造物とする。

2. 生コンクリートの打設は、小型構造物の人力打設とする。

（2） 目地材等設置工

「平成25年度国土交通省土木工事標準積算基準書 II－2－⑱目地・止水板設置工 3. 施工歩掛（目地板設置）」によるものとする。

第 6．塗布式カラー舗装工

「公共事業建設資材価格調査報告書」による市場単価とする。

第 7．境界縁石工

1．適用範囲

本歩掛は、歩車道境界ブロック及び地先境界ブロック等の据付・撤去（取外し）に適用する。

2．据付歩掛

「平成 25 年度国土交通省土木工事標準積算基準書 IV－2－④－1 路側工（据付け）」によるものとする。

(1) 据付歩掛

表 2-1 標準据付歩掛表

(100m当り)

ブ ロ ッ ク 種 別	形 状 寸 法	適用番号	据付歩掛（人）	諸雑費 （%）	材 料 数 （個/単位当り）	摘 要
歩 道 縁 石	直線・曲線 18／21 cm×30 cm×60 cm (81 kg)	2	編成人員 ×100/D	「国土交通省土木工事標準積算基準書」参照	165	J I S規格品 C型
	直線・曲線 18／20.5×25×60 (66 kg)	2				J I S規格品 B型
	直線・曲線 18／20×20×60 (54 kg)	2				大阪市規格品
	直線・曲線 18／19.5×15×60 (40 kg)	1				
道 路 境 界 石	18×15×100 (64 kg)	3	100			
自 転 車 道 境 界 石	25×5／8×60 (22kg)	1	165			
街 路 樹 根 囲 石	I 型 (50kg 未満)	1	編成人員 ×100/D		100m÷2.63m（1組） 38組	
	Ⅱ型 (50kg 未満)	1			100m÷3.43（1組） 29組	
	Ⅲ型 (50kg 未満)	1			100m÷3.83m（1組） 26組	
連 続 植 樹 帯 縁 石	直線 10.5／12×12×60 (19kg)	1	編成人員 ×100/D		165	
	曲線 10.5／12×12×56.5 (18kg)	1		100m÷0.565（1個） 176		
駒 止 ブ ロ ッ ク	I 型(ハ型) 18／25×35×60 (103kg)	3	編成人員 ×100/D	165		
	Ⅱ型(ホ型) 18／23×25×60 (71kg)	2				

(注) 1. 上表歩掛には、敷モルタル、目地モルタルの施工を含む。

2. 諸雑費は、敷モルタル、目地モルタル、器具等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

3. 上表には、ブロックの現場内小運搬を含む。

4. 延長には、目地も含まれる。

5. Dは日当り施工量 (m/日) であり、「国土交通省土木工事標準積算基準書」のとおりと

する。

3. 撤去歩掛

「平成 24 年度国土交通省土木工事標準積算基準書 IV-2-⑤-2 路側工（取外し）」によるものとする。

(1) 撤去歩掛

表 3-1 標準撤去歩掛表

(100m 当り)

ブロック種別	形状寸法	撤去歩掛 (人)	諸雑費率 (%)	摘 要
歩車道境界ブロック (歩道縁石)	直線・曲線 18/21 cm×30 cm×60 cm	<労務費> 編成人員×100/D <小型バックホ> 1 台×100/D	「国土交通省土木工事標準積算基準書」参照	J I S 規格品 C 型
	直線・曲線 18/20.5×25×60			J I S 規格品 B 型
	直線・曲線 18/20×20×60			大阪市 規格品
	直線・曲線 18/19.5×15×60			
地先・舗装境界ブロック (道路境界石)	18×15×100			
歩車道境界ブロック (自転車道境界石)	25×5/8×60			
植樹ブロック (街路樹根囲石)	I 型 (1 組 2.63m)			
	II 型 (1 組 3.43m)			
	III 型 (1 組 3.83m)			
連続植樹帯用 植樹ブロック (連続植樹帯縁石)	直線 10.5/12×12×60			
	曲線 10.5/12×12×56.5			
駒止ブロック	I 型(ハ型) 18/25×35×60			
	II 型(ホ型) 18/23×25×60			

(注) 1. 上表歩掛には、敷モルタル、目地モルタルの取外しを含む。

2. 諸雑費は、モルタルのはつり、器具、補助機械等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

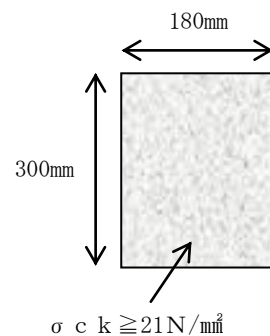
3. 上表には、ブロックの現場内小運搬を含む。

4. D は日当り施工量 (m/日) であり、「国土交通省土木工事標準積算基準書」のとおりとする。

4. 道路境界場所打コンクリート

表 4-1 道路境界石数量表 (100m 当り)

種 別	細 別	単位	数量	摘要
場所打コンクリート	$\sigma_{ck} \geq 21 \text{ N/mm}^2$	m^3	5.4	
型 枠		m^2	60.0	



5. 基礎コンクリート工及び場所打コンクリート工

(1) 打 設 歩 掛

境界縁石工における基礎コンクリート工及び場所打コンクリート工の打設歩掛は、「平成 25 年度国土交通省土木工事標準積算基準書 II-4-①コンクリート工 7. 小型構造物人力打設」を適用する。

(2) 設 計 数 量

境界縁石工における基礎コンクリート工及び場所打コンクリート工の設計数量は、次表を標準とする。

表 5-1 コンクリート標準設計数量 (100m 当り)

ブ ロ ッ ク 種 別	設 計 数 量 (m^3)	備 考
歩 車 道 境 界 ブ ロ ッ ク (歩 道 縁 石)	3.75	
地 先 ・ 舗 装 境 界 ブ ロ ッ ク (道 路 境 界 石)	3.60	
歩 車 道 境 界 ブ ロ ッ ク (自 転 車 道 境 界 石)	2.10	
植 樹 ブ ロ ッ ク (街 路 樹 根 囲 石)	I 型 1.50	100 組 3.95 m^3
	II 型 1.50	100 組 5.15 m^3
	III 型 1.50	100 組 5.75 m^3
連 続 植 樹 帯 用 植 樹 ブ ロ ッ ク (連 続 植 樹 帯 縁 石)	直 線 1.50	
	曲 線 1.50	100 個 0.86 m^3
駒 止 ブ ロ ッ ク	ハ 型 4.80	
	ホ 型 —	
場 所 打 ち コ ン ク リ ー ト (道 路 境 界 石)	5.40	

(注) 1. 使用量の計上には、補正係数+0.06 を考慮すること。

2. コンクリートの呼び強度は $\sigma_{ck} \geq 18 \text{ N/mm}^2$ とする。

6. 型 枠 工

(1) 型枠工歩掛

境界縁石工における型枠工歩掛は、「平成 25 年度国土交通省土木工事標準積算基準書
Ⅱ－４－②型枠工 3－3 均し基礎コンクリート型枠」を適用する。

(2) 型枠設計数量

境界縁石工における型枠の設計数量は、次表を標準とする。

表 6－1 型枠標準設計数量 (100m 当り)

ブロック種別	設計数量 (m^2)	備考
歩車道境界ブロック (歩道縁石)	30.0	
地先・舗装境界ブロック (道路境界石)	30.0	
歩車道境界ブロック (自転車道境界石)	14.0	
植樹ブロック (街路樹根囲石)	I 型 20.0	100 組 52.6 m^2
	Ⅱ型 20.0	100 組 68.6 m^2
	Ⅲ型 20.0	100 組 76.6 m^2
連続植樹帯用植樹ブロック (連続植樹帯縁石)	直線 20.0	
	曲線 20.0	100 個 11.5 m^2
駒止ブロック	ハ型 20.0	
	ホ型 —	
場所打ちコンクリート (道路境界石)	60.0	

7. 単 価 表

ア. 境界縁石工100m当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
型 枠 工		m^2		
コンクリート工		m^3		
土木一般世話役		人		
ブロック工		//		
普通作業員		//		
境界ブロック		個		
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) 据直しは在来品を使用することとし、その場合は境界ブロック、型枠工及びコンクリート工を計上しないものとする。

イ．現場打ち境界コンクリート100m当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
型 枠 工		m ²		
コンクリート工		m ³		
計				

第 8．砂利道復旧工及び砂利道仮復旧工

1．積 算 基 準

- (1) 使用材料は、クラッシュランを標準とする。
- (2) 施工歩掛等は、第 2 路盤工によるものとする。
- (3) 仕上げ厚は、10cmまたは15cmとする。

第 9．舗装切削工

「平成 25 年度国土交通省土木工事標準積算基準書 IV－3－①－1 路面切削工」によるものとする。